

	施策番号	ページ	意見
1	全般 ○工程表の構成と KPI のあり方について		<p>・それぞれの項目において、いつまでに何をするのか、消費者が一番知りたい計画の実効性が全く見えてきません。年度毎に区切ってあるのに、一本の矢印になっているのでは意味がありません。より具体的な記述にしてください。</p> <p>・KPI については、施策の目標の達成度で評価しなければいけません。情報発信の数値などの記載は、その基にはなりませんが、施策の目標自体ではありません。KPI の設定項目は、次期第4期基本計画策定を待たず全面的に見直してください。</p>
2	1 (2) ①事故情報の収集、公表及び注意喚起等	17 21	<p>医療機関ネットワーク事業については、参画機関が年々減少している、データの閲覧者が限られており事故情報が十分活かされていない、等の課題が指摘されています。情報アクセスを改善し、分析した情報を今後の事故防止のための施策に活かせる仕組みづくりが課題であり、このことを取組に記載してください。</p>
3	1 (4) ③食品安全に関するリスク管理	32 41	<p>・2018年の食品衛生法改正で食品リコール情報の報告制度の創設が決まったことに加え、同年の食品表示法改正により「食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収を行う場合の届出の義務化」も決まりました。これを踏まえたリコール情報のデータベース構築の件を加筆するとともに、データベースは情報を網羅した上で危害度をランク分けするなど、リスクに応じて重要度を確認できるシステムにしてください。</p> <p>・2018年の食品衛生法改正で「特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の届出の義務化」が決まり、2019年度に指定成分が検討される予定となっています。この件について加筆してください。プエラリア・ミリフィカの事案のように現行食品衛生法第6条・7条では、十分な対応が取れないケースが生じていることを踏まえると、衛生管理や原材料と製品の安全性確認の義務化等、安全性確保の法的位置付けについて加筆し、着実に実施して下さい。</p>
4	1 (4) ④食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進	33 42	<p>・「総合的な TPP 等関連政策大綱」を踏まえリスクコミュニケーションを推進するとされています。TPP11、日 EU の EPA 等、各国間での経済連携協定が進んでおり、生活にも大きな変化が起きてくると考えられます。KPI の現状は、リスクコミュニケーションの回数の合計値だけが記載されていますが、企画の目的や今後の予定等、具体的に記載してください。</p>

5	1 (4) ⑤輸入食品の安全性の確保	34 42	<ul style="list-style-type: none"> ・TPP11、日 EU の EPA 等の経済連携協定が進み、海外からの輸入が増大すると予想されます。右肩上がりで推移する輸入食品の監視に当たっては、十分な増員を行い適切に監視してください。 ・アメリカ・カナダ・アイルランド牛の輸入に関して月齢制限の見直しが検討されています。現地調査状況をホームページ等で情報提供してください。
6	1 (4) ⑥食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進	34 43	地方公共団体による放射性物質検査体制支援として、「検査機器の貸与等」の取り組みの線表が、34 年まで延長されています。市場に出回っている生産物のほとんどが放射性物質不検出という状況で、福島でもコメの全袋検査を減らしているという中、この施策がどういう成果が得られたのか政策評価を行い、環境変化に応じて施策の見直しを行ってください。
7	2 (1) ① 景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充	49 51	地方自治体による法執行の強化は消費者被害の防止のために重要です。自治体の法執行体制の強化が進むような国の支援策を取組に加えてください。
8	2 (3) ①新たな食品表示法の円滑な施行	61 65	食品表示については、この間、食品表示一元化に続き、加工食品の原料原産地表示制度、遺伝子組換え表示制度の検討が行われ、今後食品添加物表示の検討が始まるとされています。次々と制度が変わり、消費者にとって学習しても理解できない表示制度となる懸念があります。現在、消費者委員会にて食品表示のあり方（全体像）の検討も行われていますが、今後の検討や見直しの計画を具体的に記載してください。
9	2 (3) ②健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	63 67	<ul style="list-style-type: none"> ・機能性表示食品に関しては、2019 年度から「機能性関与成分が明確でないエキス等」も対象となります。さらに食薬区分の運用も変更される予定です。消費者に普及周知を行うとともに、機能性表示食品制度が 4 年を経過する中で、制度の見直し検討を行ってください。 ・消費者委員会の「特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議」への対応について、取り組みを具体的に記載してください。
10	3 (1) ①特定商取引法の執行強化	70 74	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体による法執行の強化は消費者被害の防止のために重要です。自治体の法執行体制の強化が進むような国の支援策を取組に加えてください。 ・消費者被害が広がる中で、不招請勧誘規制の導入など再度の法律見直しが必要であり、「見直し検討」を取組に加えてください。

11	3 (1) ④ 消費者契約法の 見直し	71 74	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度改正の附帯決議への対応として、次回改正に向けた計画を具体的に記載してください。 ・KPI にある「法の認知度」は、何を基にしたデータか記載してください。
12	3 (2) ㊸電気・ガスの小 売供給に係る取引の適正 化 (LP ガス)	94 113	平成 30 年 10 月に公表された総務省北海道管区行政評価局「液化石油ガスの取引適正化に関する調査」の結果から、取引適正化ガイドラインの遵守・徹底がまだまだ不十分であることがわかりました。液化石油ガスの取引適正化状況の全国調査、遵守事項について法令に基づく義務化の検討など、取引適正化にむけての具体的な対策の工程を記載してください。
13	3 (2) ㊹ リスクの高い 取引に関する注意喚起	95 115	ジャパンライフ等の大規模消費者被害をもたらす悪質商法事案に対応できるような法制度の検討について、取組に明記してください。
14	3 (3) ④ インターネット 上の消費者トラブルへの 対応	117 119	メルカリやフリマなどの個人間の取引でのトラブルが多く生じています。調査研究だけでなく、不正な利用の監視徹底と体制整備を取組に加えてください。
15	3 (5) 新規 ○ユニットプライス (単 位価格表示) に関する検 討	131 133	内容量の調整による実質値上げなど、昨今商品価格の変化は売価だけでは判断できなくなってきました。しかし、その判断の一助となるユニットプライス (単位価格表示) については、一部の自治体に条例が設けられているのみです。2018 年には国際規格 (ISO21041) が発行されました。国際規格に準じ、国内の規格化 (JIS 規格の制定および、各自治体が JIS に準拠した形で条例化すること) を具体化してください。
16	4 (2) ① 消費者教育の総 合的、体系的かつ効果的 な推進	138 150	消費者教育の効果的な推進を図るために、消費者教育の定着度等の効果測定を行う必要があると考えます。全国的なアンケートの実施等を取組内容・KPI に追加し、効果測定につなげてください。
17	4 (2) ⑪ 金融経済教育の 推進	146 160	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想通貨など、決済の仕組みが複雑になる中でトラブルも生じています。学生に対しての教育が中心になっていますが、高齢者等に対しての経済教育を計画化してください。 ・消費税増税に向けてクレジットカード決済のさらなる普及、東京オリンピック・パラリンピックにむけてスマホ決済の普及が見込まれます。予想しうる被害の防止に対しては、前もっての学習が必要です。その計画を具体化してください。

18	4 (2) ⑮食育の推進	149 165	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全に関しては、週刊誌や SNS などを通じて、科学的知見を踏まえない誤った考え方が広まる懸念があります。教育関係者、特に小学校の先生、家庭科の先生に正しい情報提供を行う必要があります。リスクアナリシスに基づいた考え方を教育関係者への指導項目に加え充実させてください。 ・厚生労働省では「食事摂取基準 2020 年版」の策定が進んでいます。消費者に普及周知を行ってください。
19	4 (3) ①消費者団体等との連携及び支援等	166 170	<ul style="list-style-type: none"> ・2018 年度から規模が縮小された「地方消費者フォーラム」は、消費者庁にとっても地方消費者団体との関係づくりとなる貴重な機会でした。見直しにあたり、単発のイベントにとどまることのないよう、開催の目的・内容などを整理し、今後も行政と消費者団体が連携を強化する機会としてください。また、今年度の見直しについて検証・評価し、その後の開催に活かしてください。 ・消費者団体との連携強化や消費者からの情報・相談受付体制の強化の観点から、「各省庁における消費者政策窓口部署の明確化」を取組に加えてください。
20	4 (3) ③ 公益通報者保護制度の推進	168 171	公益通報者保護法について、消費者委員会公益通報者保護専門調査会で報告書がまとめられ内閣総理大臣に答申されたことを踏まえ、法改正の時期を明記してください。
21	4 (4) ① 競争政策の強力な実施のための各種対応	174 176	独占禁止法の執行の実効性をより高める観点から、課徴金制度の見直しを柱とする独占禁止法改正案の検討が行われています。取組に追記し、法改正の時期を明記してください。
22	4 (4) ②公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	174 177	<p>電力自由化の次の段階に向けて、2020 年に予定されている電力の経過措置料金規制の解除の具体的な条件等の検討が進められています。将来にわたって電力市場が競争状態であり続けられるかなど、慎重に検討する必要があります。</p> <p>経過措置料金規制を解除した際、実施以前に想定した競争環境が維持されたのかなどの検証を行う工程を明記してください。また、解除後の市場の監視機能を具体的に定め、その検証も行ってください。</p> <p>消費者の立場から検討の進捗を見極め、随時意見表明ができるような施策を工程表にに記載してください。</p>
23	6 (2) ① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	227 232	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政支援策として、「国による恒久的な財政措置や相談員の配置基準の検討」を取組に加えてください。また「地方消費者行政強化交付金」について、交付金減に伴う自治体の実態把握を行うとともに、幅広い事業で活用できるよう自治体のニーズを踏まえ制度改善を行ってください。 ・政務（大臣・副大臣・政務官）及び幹部職員が全国の都道府県を訪問し、直接、知事等に自主財源に裏付けられた地方

			消費者行政の充実等を働き掛ける「地方消費者行政強化キャラバン」を進めています。これを取組に明記するとともに、その効果検証の実施も取組に明記してください。
24	6 (2) ② 地域の見守りネットワークの構築（消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体）□	228 234	消費者安全確保地域協議会について、個人情報の取り扱いが可能であることで、消費者被害の防止など協議会の役割が十分発揮されることもあります。協議会として年数回の会議をするだけでなく、機能しているかどうか重要です。「先進事例の収集や共有」も必要ですが、全体として、実態把握も取組に加えてください。

以上